

岩手県告示第621号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 胆沢郡金ヶ崎町永沢地内（上永沢地区）及び奥州市前沢古城地内（古城南西部地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年12月3日から令和7年2月14日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量